

交渉情報	NO.32	信越支社郵便事業本部 要員集配部
JP労組 信越地方本部	2014年1月16日	添付資料:1枚

郵便関係手当の誤支給について

信越支社郵便事業本部要員集配部は、本日（1月16日）「郵便関係手当の誤支給」について地方本部に説明してきました。

標記については、長野南局において郵便内務業務精通手当を平成21年9月支給分から平成25年10月支給分（49か月）まで誤支給していたものです。

1. 手当名

郵便内務業務精通手当

2. 発生局及び概要等

ア 発生局

長野南局

イ 対象人数

15人

ウ 対象期間

平成21年9月支給分から平成25年10月支給分（49か月）

エ 精算額

866,840円（返納）最高一人162,050円

3. 誤支給の原因

ア 郵便関係手当の支給評価事務及び認定事務に関する業務知識不足

イ 郵便関係手当マニュアルの認識不足

4. 精算

平成26年1月実績（2月支払い）手当支給に合わせ精算する。

該当社員に対しては、精算額、精算月、支給漏れ発生理由を丁寧に説明し、事前の了解を得る。

なお、返納額が大きい社員に対しては、負担が大きいことから分割返納も考慮させる、詳細については支社資料を参考にして下さい。

地本では、該当者への謝罪と十分な説明を求めるとともに、返納方法については社員の意向を聴取し返納可能な分割返納期間を設定するなど最大限の配慮を求めました、また再発防止についても支給認定に際しては内容に誤りがないか十分確認するとともに、支給認定責任者においても徹底したチェック体制を求めました。

【労使対応】 単局窓口